

監査の指摘に対する状況

No.	年度	課等名	指摘事項	指摘区分	措置の内容	措置状況
1	R 7 財政援助団体等監査	健康増進課 (公益財団法人春日井市健康管理事業団)	労働時間の管理に係る事務が適切でなかったもの 業務として出席した講習会の受講について、勤務を要しない日であったにもかかわらず休日の振替又は時間外勤務手当の支給のいずれも行われていなかった。公益財団法人春日井市健康管理事業団職員就業規程等に基づき、適正な事務処理をされたい。	注意	時間外勤務で処理する予定でしたが、処理簿の記載が漏れていました。 直ちに処理簿の修正を行い、翌月に公益財団法人春日井市健康管理事業団職員給与規程に基づく手当を支給しました。 今後は講習会受講の決裁時に、勤務割表との確認を行い、時間外勤務に該当するものは、処理簿に記載するよう徹底します。	措置済
2	R 7 財政援助団体等監査	健康増進課 (公益財団法人春日井市健康管理事業団)	財産管理に係る事務が適切でなかったもの レターパックについて、物品出納簿が設けられていなかった。 公益財団法人春日井市健康管理事業団経理規程に基づき、適正な事務処理をされたい。	注意	必要最低枚数の購入で消費サイクルが短い為、出納簿の管理をしていませんでした。速やかに切手受払簿のはがきの次の欄にレターパックの記入欄を設け管理するよういたしました。	措置済
3	R 7 定期監査	清掃事業所	現金の管理が適切でなかったもの 現金等を保管する金庫の施錠がなされていなかった。 現金の管理に当たっては、盗難や紛失防止の観点から金庫等を常時施錠し、厳重に保管されたい。	注意	ご指摘いただきました金庫の施錠につきまして、現在は金庫を施錠したうえで、金庫の鍵は所長が厳重に管理しております。 今後におきましても、厳重な保管を継続してまいります。	措置済
4	R 7 定期監査	クリーンセンター	支出負担行為に係る事務が適切でなかったもの 車両修繕 2 件について、支出負担行為決議書による決議がなされる前に履行しているものがあった。 春日井市会計規則に基づき適正な事務処理をされたい。	注意	支出負担行為として整理する時期を誤っていました。今後は適正に支出負担行為を行うよう、必ず複数人でのチェックを徹底し、春日井市会計規則に基づいた事務の執行を徹底します。	措置済